

## 随意契約理由書及び比較見積省略理由

本工事は、交通管制池田サブセンター及び交通管制寝屋川サブセンターに既設の無停電電源装置の定期部品交換工事である。

無停電電源装置は、各交通管制サブセンターにおける安定的な電源供給を行う上で欠くことのできない重要機器であり、重大な不具合が発生すれば、制御電源の供給が停止することになり、交通管制に多大なる影響を及ぼす恐れがあるため、定期的な部品交換工事を実施する必要がある。

本機器は、富士電機(株)が設計、製作したものであり、本工事に必要な部品についても、富士電機(株)の品質基準を満たす必要があるため、他社では部品の調達が困難である。

また、本機器に不具合や故障が発生した場合、動作保証が対応可能な専門知識、技術がなければ施工の安全性は確保出来ないため、他社では施工が困難である。

よって、これらの条件を満たすのは、富士電機(株)だけであり、見積書を徴したところ、価格も予定価格の範囲内であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積書の徴取を省略するものである。